

引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分の市町村交付金を除く。） が充てられる社会保障施策に要する経費（平成30年度当初予算）

- 消費税率引上げ分の税収については、その用途を明確にし、全て社会保障財源化することとされています。
- その主旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税の社会保障施策への充当状況について明示するものです。

引上げ分の 地方消費税収 及び 社会保障施策 に要する経費

(歳入) 引上げ分の地方消費税収 (社会保障財源化分の市町村交付金を除く。)	18,983百万円
(歳出) 社会保障施策に要する経費	133,209百万円

引上げ分の 地方消費税収 の 使 途

- **社会福祉：全体事業費 45,792百万円のうち11,819百万円に充当**
【事業の概要と主な事業】
生活保護、児童福祉、母子福祉、障害者福祉及び高齢者福祉など県民生活を豊かにする施策です。
 - ・ 介護・訓練等給付費 8,678百万円（うち510百万円に充当）
 - ・ 施設型給付費負担金 7,490百万円（うち7,489百万円に充当）
- **社会保険：全体事業費 73,804百万円のうち5,394百万円に充当**
【事業の概要と主な事業】
国民健康保険、介護保険及び年金などの保険的方法によって社会保障を行う施策です。
 - ・ 介護保険制度運営事業 25,500百万円（うち1,498百万円に充当）
 - ・ 国民健康保険財政健全化対策事業 18,994百万円（うち1,651百万円に充当）
- **保健衛生：全体事業費 13,613百万円のうち1,770百万円に充当**
【事業の概要と主な事業】
医療に係る施策や感染症等の予防対策など健康を保つための施策です。
 - ・ 指定難病等医療費助成事業 1,856百万円（うち684百万円に充当）
 - ・ 小児慢性特定疾病医療費助成事業 338百万円（うち163百万円に充当）